

静岡県告示第625号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年10月26日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名3-MMA、3-Methylmethamphetamine）	令和5年10月27日
1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類（通称名N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone）	令和5年10月27日
N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名ADB-4en-PINACA）	令和5年10月27日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。